

役員等の報酬等規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、学校法人高知学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）第5条に規定する理事長及び専務理事の報酬等並びに同条に規定する役員（理事長及び専務理事を除く。以下同じ。）及び第24条に規定する評議員（以下「役員及び評議員」という。）の報酬等について定めるものとする。ただし、給与規程の適用を受ける職員（以下「職員」という。）には適用しない。

(理事長及び専務理事の報酬等)

第2条 理事長及び専務理事の報酬月額は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-----------|
| (1) 常勤の理事長 | 600,000 円 |
| (2) 非常勤の理事長 | 300,000 円 |
| (3) 専務理事 | 500,000 円 |

2 常勤の理事長及び専務理事には、職員の例により期末特別手当を支給する。期末特別手当の支給月数は、職員の期末勤勉手当の支給月数とする。

3 常勤の理事長及び専務理事には、職員の例により退職手当を支給する。

4 非常勤の理事長には、期末特別手当を支給しない。

5 非常勤の理事長には、在任1年につき100,000円を退職手当として支給する。在任年数は1年を単位とし、端数は1年に切り上げる。

6 理事長及び専務理事の報酬等の支給日は、職員の例による。

(役員及び評議員の報酬等)

第3条 役員及び評議員の報酬は、会議への出席手当として都度に20,000円を支給する。

2 役員及び評議員には、期末特別手当及び退職手当を支給しない。

(旅 費)

第4条 理事長及び専務理事並びに役員及び評議員の旅費は、旅費規程の適用を受ける職員の例による。

附 則（平成30年8月30日第2回理事会議決）

(施行期日)

1 この規程は、平成30年9月1日から施行する。

(規程の廃止)

2 役員等の給与及び旅費に関する規程（平成22年4月1日施行）は廃止する。